

答 申 第 2 6 号
平成26年10月 7 日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成26年4月18日付け青公委第3号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

警察安全相談受理表・処理表に係る不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定を行ったことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成26年1月17日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「私の妻こと〇〇〇〇が平成25年中に〇〇警察署に対して私からのDVについて等相談した内容が分かる受理表同処理表」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求された行政文書について、当該行政文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第3号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることはできないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年1月27日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年4月2日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、不開示決定を取り消し、審査請求人が開示請求した行政文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号ただし書口に該当する情報である。

条例第7条では、開示義務の有無を細かく規定していますが、第3号ただし書口では「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」という例外規定があり、開示しなければならないものとされています。

本件開示請求は、審査請求人の配偶者が事実無根（あるいは本人の強い思い込み）の夫婦間暴力（以下「DV」という。）被害申告を〇〇警察署に行った結果、配偶者による不法な子どもの連れ去り別居を追認・既成事実化することに悪用され、審査請求人ならびに子らの平穏な生活が脅かされたために、その被害申告の真相・詳細を知りたいと考えて実施したものです。

こうした不当なDV被害申告により、審査請求人は不当に実子と引き離された生活を余儀なくされ、一方で、子は両親から養育を受ける権利を侵害されており、親子双方の生活が脅かされていると言えます。

(2) 条例第7条第5号及び第9条に該当する情報である。

条例第7条第5号には「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」として行政文書の開示義務を認めています。

DV被害申告が不当な目的のために成されたことにより、なんら事情も知らぬ間に加害者として識別された審査請求人は、市役所の窓口で差別的対応を受ける（市民課長と思しき者が「そんな奴（審査請求人）の話に対応などしなくていいんだ」という発言があった）など、著しく公平性を欠いた非人間的な待遇をすでに受けており、家庭内の夫婦喧嘩の域を超えた社会問題であると考えます。

そのため条例第9条の関係からも、公益上必要なものであると認定し、再度、行政文書の開示がなされるよう求めます。

(3) 文書の存否について

審査請求人が配偶者によるDV被害申告を知ったのは、〇〇市役所市民課職員から「警察からの相談書類に基づいて対応しているので住民票を発行できない」と説明を受けたこと、〇〇警察署生活安全課警部補が「警察はDV相談を受けたという文書を市役所に出したただけだ」と説明を受けたことでした。行政機関が審査請求人に対して自発的に当該文書の存在を示したことが本件開示請求の端緒となったにもかかわらず、文書の存在を明らかにした当事者が「当該文書の存否を答えること自体が個人の権利利益を侵害することとなり（中略）、当該行政文書の存否を答えることはできません」と回答すること自体が矛盾しているのではないのでしょうか。

(4) 理由説明書に対する反論

ア 青森県公安委員会は、理由説明書の中で「審査請求人は、特定の個人を識別した上で当該個人の家庭生活に関する個人に関する情報の開示を求めている」と書いてくださいましたが、それは拡大解釈であり、誤りです。審査請求人が求めているのは、審査請求人がどんなDVをはたらいたのかという事実の開示であり、それは審査請求人に関しての情報であり、審査請求人は自己に係る部分の情報公開に同意します。

イ また青森県公安委員会は「当該情報は、そもそも条例第7条第3号に該当する。実施機関（〇〇警察署）は、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第3号に規定される不開示情報を開示することになると判断し」と説明していますが、平成26年1月17日、〇〇警察署の生活安全課は審査請求人に対して「こちらで奥さんからの相談を受けているので、そうなれば証明書はね、発行しなければならないので。この人にDVの相談を受けてますって」と教示し、「不開示情報を開示」してしまったに等しいので、それを否定することは困難と思われまます。

ウ 青森県公安委員会からの理由説明書に、「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨が記載され」とありますが、審査請求人は「審査請求人がはたらいたというDVの内容」だけが開示されればそれでよいと考えております。その他の情報は不要です。

エ 青森県公安委員会からの理由説明書に、「当該文書の存否を答えることにより個人情報公衆に知り得る状態に置かれることとなり、個人の権利利益を侵害することになり」とありますが、青森県公安委員会が認めるとおり、「生活安全相談受理表・同処理表の存在」は、〇〇警察署からの教示からもすでに明白なのであり、その中の審査請求人に係る情報が公開されることに審査請求人は同意し、差し支えないことを再度お伝えします。従って、「みだりに開示」ではなく、審査請求人が、審査請求人に係る部分を「開示して構いません」と認めるので公開してください。その他の部分は黒塗りで公開しても差し支えないのではないでし

ようか。

オ 審査請求人は、青森県警察本部に対して「自分が本当に暴力を振るった事実があるならば、きちんと取り調べの上、刑事事件として扱って欲しい」と手紙まで書いているのに、それも成されていません。

つまるところ、加害者扱いされている審査請求人に対して、なんらの手続保障が成されていないのです。それは日本国憲法第31条（法の定めによらない生命もしくは自由を奪われない権利）に違反しています。

審査請求人が、〇〇警察署、青森県警察本部に対して提出した「嘘偽（原文のまま）DV撤回のための疎明資料」も完全に無視されているので、当該文書が開示されない限り、審査請求人は、なんら法的に対抗することもできませんので、法の下での平等に反し、裁判を受ける権利すら保障されていないこととなります。そのため情報開示を行い、その内容に対して反論し、あるいは容認し、自己の救済の道を探すしか方法がありません。それは、不当に引き離されている我が子にとっても同様なことです。審査請求人と子は、お互いが引き離されている理由を知る権利があり、情報が開示されない限り、違憲状態が続くこととなります。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書を不開示とした具体的理由

審査請求人による平成26年1月17日付け行政文書開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称欄」に記載された内容によると、当該行政文書は、警察安全相談及び苦情取扱要綱（平成25年3月14日付け青警本広第43号）別記様式第1「警察安全相談受理表」及び別記様式2「警察安全相談処理表」であると思われる。

審査請求人は、特定の個人を識別した上で当該個人の家庭生活に関する個人に関する情報の開示を求めているが、当該情報は、そもそも条例第7条第3号に該当する。

実施機関は、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第3号に規定される不開示情報を開示することになると判断し、条例第10条に基づき、原処分を行ったものである。

2 審査請求人の主張に対する反論等

(1) 条例の趣旨等

条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされており、開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されることは

ないものと解され、青森県個人情報保護条例に規定されているような本人であることを示す書類等の提出も条例上義務付けられていない。

開示請求権が、何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならない旨が明記され、更に、条例第7条第3号により、個人情報とは特定の場合を除いて、開示義務から除外されている。また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定されている。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

ア 「条例第7条第3号ただし書口に該当する」について

審査請求人は、「審査請求人ならびに子らの平穏な生活が脅かされた・・・。」

「長女（4才）は・・・両親から養育を受ける権利を侵害されており、親子双方の生活が脅かされている・・・。」等とし、かかる状況が条例第7条第3号ただし書口に該当することから、当該行政文書は開示されるべき旨を主張しているものと解される。

そもそも、条例では、開示請求者がいかなる者であっても、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、例えば、請求者が請求者自身の個人情報を開示請求したとしても、第三者が開示請求をしたのと同様に開示・不開示の判断がなされる。

実施機関は、当該行政文書の存否を答えることにより、個人情報が公衆に知り得る状態に置かれることとなり、個人の権利利益を侵害することになると判断したものである。

イ 「条例第7条第5号に該当する」について

条例第7条第5号は、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報についての不開示情報としての要件を定めているものであり、当該情報の開示義務を認めているものではない。

ウ 「条例第9条に該当する」について

実施機関は、当該行政文書の存否を答えることにより個人情報が公衆に知り得る状態に置かれることとなり、個人の権利利益を侵害することになり、条例第9条に該当しないと判断したものである。

エ 「実施機関から存在することの教示を受けた文書である」について

上記アで述べたとおり、条例では、開示請求者がいかなる者であっても、開示・不開示の判断が左右されるものでなく、例えば、請求者が請求者自身の個人情報を開示請求したとしても、第三者が開示請求したのと同様に開示・不開示の判断がなされる。

実施機関は、当該行政文書の存否を答えることにより、個人情報が公衆に知り

得る状態におかれることとなり、個人の権利利益を侵害することになると判断したものである。

オ 「無責任な対応に終止符を」について

実施機関は、原処分と無関係であるため、理由を述べる必要性を判断する必要はないと判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

一方、「原則開示」を基本理念とする本条例においても、個人に関する情報のうち個人の秘密その他の通常他人に知られたくない情報については、個人の尊厳を確保し、もって基本的人権を尊重するとの観点から最大限に保護されるべきであり、みだりに開示されてはならないものである。

この趣旨から、当審査会は、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即して判断するものである。

2 本件開示請求の対象行政文書について

本件開示請求は、審査請求人の妻が、平成25年中に警察署に対して、審査請求人からのDV等について相談した内容を記録したとされる行政文書の開示を求めたものである。

このため、本件開示請求の対象行政文書（以下、「本件対象文書」という。）が存在する場合、特定の個人が警察署に警察安全相談を行ったという事実があることが、前提となっている。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、「審査請求人は、特定の個人を識別した上で当該個人の家庭生活に関する個人情報の開示を求めているが、当該情報は、そもそも条例第7条第3号に該当する。当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第3号に規定する不開示情報を開示することになると判断し、条例第10条に基づく処分を行ったものである。」と主張していることから、その妥当性について検討する。

(1) 条例第10条の趣旨

ア 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

イ この場合、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否するのでは、拒否したこと自体で当該行政文書が存在することが推測されることになる。

ウ したがって、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えることにより、条例第7条第3号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条に基づき存否応答拒否を行った旨主張しているので、条例第7条第3号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第3号本文該当性

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、広く個人に関する情報を規定し、その前段において「特定の個人を識別することができる」と認められるものを規定している。

イ 条例第7条第3号本文該当性

(ア) 本件開示請求は、審査請求人の妻が家庭問題等について警察署に相談した内容を記した警察安全相談受理表・処理表の開示を求めるものであり、審査請求人の妻という特定個人が警察署に相談したという事実があることが、前提となっている。

(イ) 特定の個人が警察署に相談したという情報が、当該特定の個人の行動に関する個人情報で、特定個人を識別できる情報であることは明らかであり、これは、条例第7条第3号本文に該当する。

(4) 条例第7条第3号ただし書口該当性

ア 条例第7条第3号ただし書口の趣旨

条例第7条第3号ただし書口は、同号本文に該当する情報であっても、例外的に開示するものとして「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報」を規定している。

イ 条例第7条第3号ただし書口該当性

(ア) 審査請求人は、不当に実子と引き離された生活を余儀なくされ、他方で、子は両親から養育を受ける権利を侵害されており、親子双方の生活が脅かされて

いるため、同号ただし書口により開示されるべきである旨主張している。

(イ) 同号ただし書口に該当するというためには、特定個人のプライバシーの保護を犠牲にして開示するだけの、これに優越する「人の生命、健康、生活又は財産」の保護の必要性という公益が客観的に認められることが必要である。しかし、本件において、これを認めるだけの特段の事情は見受けられない。

(ウ) よって、本件開示請求の対象となる情報が、条例第7条第3号ただし書口に該当するとは認められない。

(5) 条例第10条該当性

以上、本件対象文書は、特定個人が警察署に相談したことを前提として作成されるものであるから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定個人が警察署に相談した事実の有無が明らかとなり、条例第7条第3号の不開示情報を開示することになる。

よって、条例第10条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。

4 条例第9条該当性について

審査請求人は、不当なDV被害申告によって、いつの間にか暴力の加害者に仕立て上げられ、知らぬ間に一方的な行政処分の対象になっていることは、すでに制度に矛盾を抱えた社会問題と言えるため、条例第9条の関係からも、公益上必要なものであると認定し、行政文書の開示を求める旨主張しているので、同条該当性について検討する。

(1) 条例第9条の趣旨

ア 条例第9条は、公益上の理由による裁量的開示について、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

(2) 条例第9条該当性

ア 審査請求人の主張の趣旨は、不当な被害申告により著しく公平性を欠いた待遇

を受けていることは、家庭問題の域を超えた社会問題であるため、条例第9条に規定する公益上必要なものであると認定し、本件対象文書の開示を求めるといふものである。

イ 本条は、上記(1)のとおり、条例第7条各号の不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。しかし、この判断にあたり、特に個人情報の裁量的開示については、個人のプライバシー保護の見地から、「個人の人格的な権利利益を侵害しないよう格別に慎重な配慮をしなければならない」と解されているところであり、個人情報についての裁量的開示は極めて限定的な場合でなければならない。

ウ しかし、本件において、このような特別の裁量的開示を必要とする特段の事情は見受けられない。

エ よって、仮に、本件対象文書が存在した場合でも、実施機関が条例第9条による裁量的開示を行うことが妥当であると解することはできない。

5 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上、本件開示請求に対し実施機関が行った不開示決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 4 月 18日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年 5 月 16日	・ 諮問実施機関から、審査請求人が諮問実施機関に提出した、審査請求補充書を受理した。
	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年 6 月 9 日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成26年 6 月 20日 (第44回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 7 月 8 日	・ 反論書に対する諮問実施機関からの意見書を受理した。
平成26年 8 月 29日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 9 月 11日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
平成26年 9 月 24日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成26年10月7日現在)